

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『高齢化社会への対応について』

- 1 開催日時 平成26年5月21日(水)午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所
- 3 出席者(50音順・敬称略)
 - 地裁委員 後藤淳,鈴木義幸(兼務),高橋弘道,辻本純成,堂免雅樹(兼務),
二宮信吾,羽原美奈子,宮嶋睦子,米木岩雄(兼務),渡邊康(兼務)
 - 家裁委員 鈴木義幸(兼務),竹本康志,田畑姫都美,地田哲哉,千葉胤久,
堂免雅樹(兼務),米木岩雄(兼務),渡邊康(兼務)
 - 事務局 菊地弘恭民事首席書記官,峰田陽一刑事首席書記官,坂井稔首席家
裁調査官,北岡克敏家裁首席書記官,菅原誠地裁事務局長,阿子島
恵家裁事務局長,富所良家裁事務局次長,高橋直希地裁総務課長,
堤正則地裁総務課課長補佐
- 4 議 事
 - (1) 開会宣言
 - (2) 委員交替の報告
 - (3) 委員長代理の指名
 - 旭川地方裁判所地方裁判所委員会委員長代理 二宮信吾委員
 - 旭川家庭裁判所家庭裁判所委員会委員長代理 藪田貴史委員
 - (4) 新任委員の自己紹介
 - (5) 事件動向の説明等
 - ア 事務局から,平成25年度の旭川地方・家庭裁判所管内の新件動向等を説明した。

イ 質疑応答

委員 地裁訴訟事件，破産事件及び再生事件が急激に減少していることを改めて認識したが，旭川管内の本庁と支部の内訳はどのようなになっているのか。

事務局 配布資料の統計グラフについては，本庁，管内支部及び簡裁の事件数を合算したものを用意したので，その内訳までは持ち合わせていない。

委員 後見開始等事件の申立件数が増加しているが，同事件は，基本的に本人が亡くなるまで続き，長期間係属するものだと思うので，申立件数のみではなく，係属中の事件も増加していると思うが，現在係属中の事件数はどの程度あるのか。

事務局 旭川家庭裁判所本庁，管内支部及び出張所を含めて，1，040件程度である。

委員 民事事件の説明で，訴訟事件減少の要因が，過払金返還訴訟の減少によるものだったことが，再生事件及び不動産執行事件が近年急激に減少している要因について教えてもらいたい。

事務局 的確ではないかもしれないが，おそらく，リーマンショック後の処理が落ち着いてきたことなど，経済情勢の変化によるものだと考えている。

(6) 各機関における取組等の紹介(本日のテーマ「高齢化社会への対応について」)

委員長 裁判所における高齢化社会への対応の参考とさせていただくため，本日のテーマに関して，委員の皆様が所属する各機関での取組等を紹介していただきたい。

ア 旭川市

委員 旭川市で行っている事業を紹介する前に旭川市の高齢化の現状を説明すると，平成25年3月末現在の行政区域内の全人口349，

332人のうち、65歳以上の人口が96,493人となっており、高齢者の割合が27.6パーセントに達している。また、平成24年3月末現在の人口と比較すると、全人口が1,179人減少しているのに対し、65歳以上の人口が3,083人増加しており、確実に高齢化が進んでいる状況となっている。このような状況の中、旭川市では幅広い事業を行っており、詳細は配布資料に記載のとおりであるが、例えば、長寿社会生きがい振興事業、老人福祉施設助成事業、高齢者健康づくり事業、軽費老人ホーム運営費補助事業、シルバーハウジング生活支援事業、敬老会事業、高齢者文化祭、長寿大運動会、高齢者ふれあい入浴事業、高齢者バス料金助成事業など様々な事業がある。さらに、裁判所に関係のある事業として、平成25年度から成年後見制度の総合的な支援機関として、旭川市成年後見支援センターを開設し、市民後見人の養成を行っている。昨年の実績では、市民後見人養成講座を行い、受講者及び修了者27人のうち、最終的に市民後見人として登録されたのは16人であった。

委員 シルバーハウジング生活支援事業というのは、そのような専用住宅があるということか。

委員 シルバーハウジング入居者に生活援助員を派遣して生活支援を行っており、戸数は60戸で固定されている状況である。

委員 65歳以上の人のうち、健康な方の割合がどの程度であるかなど、何か特徴的なことはあるか。

委員 健康な高齢者の方が多いという印象はあるが、具体的な数値までは把握していない。

委員長 旭川市としては、各事業を行うにあたり、決まった財源をどのように配分するかといった問題もあると思うが、事業を行ったときの

効果や新しいニーズをどのように把握しているのか。

委員 各事業の評価はしっかり行っており、止めた事業もあれば、新しく始めた事業もある。事業が増えてきていることもあり、個人的には、効果に疑問のある事業もあるが、楽しみにしている老人の方もいて、止めたくても止められない事業もある。判断が難しいところである。

イ 北海道新聞社旭川支社

委員 65歳以上の高齢化率は、全道で26パーセントを超えており、非常に高い割合になっている。特に1番の夕張市では46.2パーセントとなっており、上川管内でも40パーセント近くまできている自治体が増えてきている。厚労省などの推定では、2040年には、全道の28市町村が50パーセントを超えるとされており、北海道は、全国の高齢化社会の先取りをしているということで、北海道新聞としては、高齢化社会を主要なテーマとして取り上げる機会が非常に増えてきている。例えば、年間を通じての企画として、「私たちの周りは超高齢化社会」というテーマで昨年から今年にかけて企画を続けている。テーマが非常に多岐にわたっており、高齢者の労働、健康、趣味といった問題や最後に自分の死をどのように迎えるかといった大きなテーマがあるが、そういったテーマについて、いろんな意見を取り上げているというのが現状である。そのほかに、豊かな老後を過ごそうということで、もう少し明るい面から第二の人生の生き方をとらえるような紙面も作っており、例えば、独身者の旅の会の活動であるとか、60歳以上の演劇集団の取組や海外暮らしの紹介等も行っており、老後を過ごす上での参考にしてもらおうよう取り組んでいる。そのような中で最近大きく取り上げられたのが、愛知県の91歳の認知症の男性が徘徊していて、2007年に

列車にはねられたという事故があり、鉄道会社側が損害賠償を求めたという事件である。名古屋高裁が、妻の監督責任を認めて360万円の支払いを命じたが、この判決に対してはいろんな意見が集まり、現実を本当にとらえた判決なのかといった意見や認知症の老人を抱える家庭をどのように支えていけばよいのかといったところまで話が広がる大きな問題として扱われている。高齢の妻が徘徊している夫を24時間見守ることが難しいという現実があるが、徘徊している老人を受け入れてくれない施設も多く、行き場がないという現実も浮き彫りになってきている。孤独死などの問題もあるが、このような課題は、今後もたくさん出てきて、現実には社会が追いついていないというのが現状ではないかと思っている。

委員 弁護士会の取組として、地域包括支援センターと弁護士との間で法律問題に関する勉強会を行っている。その勉強会のときに、今の名古屋高裁の裁判のことが話題となり、地域包括支援センターの方から、関係している人にとっては、徘徊している老人がいつ事故を起こし、その損害賠償責任を負わされることになるかと思うと恐ろしいという意見があったが、判決を読んだ限り、遺族の方が多くの資産を相続している一方、相手方の鉄道会社には大きな損害が発生しているといった特殊事情を相当に考慮した判決であると思うので、勉強会のときには、あまり心配することはないとアドバイスをした。ただし、単純に割り切れる問題ではなく、社会的に大きな意味のある事件であったと思っている。

ウ 旭川地方検察庁

委員 平成25年版の犯罪白書に基づく全国統計の数値であるが、65歳以上の高齢者の犯罪が劇的に増えているのが現状である。検挙した人員については、20年前と比較すると5.2倍になっているが、

高齢者人口が5.2倍になっているわけではないので、明らかに高齢者犯罪が増加している。そのことを端的に示すのが検挙人員の人口比であり、平成24年には、高齢者人口10万人あたり157人強が検挙されているが、これは20年前の約3倍である。罪名別に見ると、暴行や傷害などの粗暴犯が急増しており、殺人や強盗などの凶悪犯も増加傾向にあるというのが現状である。このような現状を踏まえ、検察庁としては、高齢者に限ることではないが、再犯防止の対策を考えているところであり、刑事司法の関係機関に限らず、老人ホーム等の施設に入所させてもらうとか、保護観察所や民間の社会福祉団体などにも協力をいただきながら対応していくことが必要であると考えている。

エ 旭川弁護士会

委員 旭川弁護士会には、「高齢者障がい者の権利委員会」という委員会があり、13人の弁護士がこの委員会に所属している。この委員会の具体的な活動内容は配布資料のとおりであるが、日弁連共催の「遺言の日」記念行事としての無料電話相談、「北海道弁護士“ホッと”ライン」、「高齢者住まいのトラブル110番」など的高齢者を対象とした電話相談、旭川地域包括支援センターとの連携法律相談といった活動を行っており、そのほかに、旭川家庭裁判所からの成年後見人等の推薦依頼に対する適任者の推薦、司法修習生への研修、高齢者障がい者の権利擁護セミナーによる成年後見制度の周知などを行っている。

委員 旭川弁護士会の弁護士のうち、消費者保護委員会のメンバーは何人くらいいるのか。

委員 正確には把握していないが、十数人だと思う。

委員 平成26年度の無料電話相談等の予定が決まっていれば教えても

らいたい。

委員 具体的な日程は把握していないが，日程が決まれば旭川弁護士会のホームページに掲載されるので見ていただきたい。

オ 旭川司法書士会

委員 旭川司法書士会での高齢者関連の事業としては，社団法人成年後見センターのリーガルサポートと共催して9月に1か月間，後見に関する相談会を開催している。そのほか，昨年は年3回，相続に関する相談会を開催し，そのうち1回は税理士会と共催して開催し，今年も同様に開催する予定である。また，リーガルサポートの事業として，自治体が開催する高齢者向けのセミナーや地域包括支援センターの勉強会への講師派遣，相続や後見に関する講習，旭川市の成年後見センターへの運営委員派遣を行っている。なお，旭川では行っていないが，リーガルサポートの支部の独自の事業として，親族向けの市民後見人養成講座を開催している支部もある。さらに，リーガルサポートの本部では，高齢者障害者等虐待防止委員会による提言書の作成，高齢者障害者相談事業としての東日本大震災の支援活動などを行っており，後見関係では，高齢者が入所する施設や入院の際の身元保証などに関するアンケート調査を行い，提言書を作成して厚労省等の関係機関への要望書の提出を行っている。

委員 高齢者の方が入所する際に，身寄りがなく保証人が必要な場合，司法書士会を紹介してよいのか。

委員 司法書士会では，基本的に身元保証はできない。

(7) 意見交換

委員 紹介のあった話の中で，地域包括支援センターとの連携という話があり，この地域包括支援センターが軸になる組織であるとの感想を持ったが，この機関はどのような組織なのか教えていただきたい。

委員 旭川市の機関であり，市内に 8 か所の事務所がある。精神保健福祉士などの専門職と一般職員が配属され，精神障害や認知症の方に対する相談事業，程度の軽い人に対する買い物や預金の払戻しなどの代行等，現実的な支援を有償で行っている組織である。

委員 平成 21 年当時の資料によると，地域包括支援センターの業務は，包括的支援事業，総合相談支援業務，権利擁護業務，成年後見制度の活用促進，高齢者虐待時の対応，消費者被害の防止などの業務を行っているということになっている。

委員 介護保険法で全国に地域包括支援センターを設置することになっている。職員としては，社会福祉士，保健師，主任ケアマネージャーが配属されることになっており，高齢者の方が気軽に相談できる施設である。

委員 高齢者の方が気軽に相談に行ける施設ということで，高齢者が抱えている問題を把握することができる場所であると思うので，裁判所との連絡体制があればよいと思うが，裁判所と地域包括支援センターとの間で情報交換等を行っているのか。

事務局 地域包括支援センターとの間で，定期的に協議の場を設けるといったことは行っていない。

委員 高齢者は，判断能力の低下，一人暮らしによる孤立化，身体の不自由などの問題を抱えており，最近「見守り」という言葉が言われるようになった。周りの人が変化を察知して相談で対応していくことが必要であると言われているが，それを弁護士が行うのは大変なことであり，他の機関との連携が必要であるが，地域包括支援センターが「見守り」という機能を果たせるような機関であるのか。

委員 旭川市から委託を受けている社会福祉協議会が中心となって「見守り」を実施しており，町内会の会長，民生委員，場合によっては消防

などが一丸となり、見守りしてほしいという高齢者がいれば、誰が見守りをするかについて、社会福祉協議会と相談して決めている。私は民生委員をしているので、高齢者からの相談内容を地域包括支援センターへ連絡するようにしているが、社会福祉協議会と相談しながら施設の紹介などをしてきており、高齢者の見守りは、社会福祉協議会が中心となって幅広く行われている。

委員 見守り事業については、社会福祉協議会と町内会が協力して行っており、町内会にコーディネーターという立場の人がいる。まず、民生委員が見守り制度を利用するかどうかについて、65歳以上の一人暮らしの方に希望調査を行い、希望された方のお宅をコーディネーターが中心となって訪問する担い手を決めて、週2回見守り活動を行っている。私の町内のことではあるが、今まで元気だった方が、急に認知症のようになり、心配した娘が同居したため、見守り制度を利用できなくなったが、どこに相談してよいか分からないとのことだったので、地域包括支援センターを紹介したところ、すぐに職員の方がきてくれて親身に相談に乗ってくれたと聞いている。

委員 旭川市では、他の市町村からの転入者へ資料を配布していると思うが、その中に地域包括支援センターの資料は入っているのか。

委員 地域包括支援センターの資料が入っているかまでは把握していない。

委員 病院でも地域包括支援センターのことを紹介しているようである。介護認定を受けていなかった方に対し、病院と地域包括支援センターとの話し合いで認定を受けられるようになったようである。

委員 これまでの話を聞いて、裁判所の委員として、なかなか難しい問題があると感じた。情報をどのように提供するのか、または拾い上げるのかという面では、どの場面でも同様であると思っている。例えば、

裁判所の利用を促すにしても、どういったところに広報活動をすればよいのか、何か起きたときにどう対応すればよいのかなど共通の部分はあると思う。また、高齢者に対してどのように接していくかという部分では、検察庁から犯罪者の割合の話があったが、犯罪者がいれば、被害者の方もいるので、裁判所としては、今後、そのような高齢者の方にどのように接していったらよいのかということも課題であると思いながら聞いていた。

(8) 説明等（本日のテーマ「高齢化社会への対応について」）

ア 事務局から、成年後見制度に関し、次の事項の説明等を行った。

(ア) 成年後見制度について、制度趣旨を含めた制度の概要

(イ) 成年後見制度を含めた家事手続案内の実情

(ウ) 広報活動について、平成24年度、同25年度の成年後見に関する講師派遣の実情及び裁判所ウェブサイトの成年後見に関する掲載記事の紹介

イ 質疑応答

委員 成年後見人に選任されても、財産がない方で報酬の出所がない場合、成年後見人の報酬をどこから支出するという制度はないのか。

委員 地方自治体により異なるが、旭川市にはそのような制度がある。

(9) 全体を通しての意見等

委員長 各委員の話聞いて、物事をいろいろな観点から考えなければならぬことを実感した。特に、各種機関が増加していて、それぞれが何を行っている機関なのかも把握しづらくなっている状況があり、各機関ごとの広報活動、連携の取り方、情報交換の仕方などが大事になってきていると感じた。

(10) 次回開催日時等

次回の地方裁判所委員会は、テーマを「被害者への配慮について」（仮題）として平成26年11月27日（木）午後1時30分に開催することとし、ま

た ,次回の家庭裁判所委員会は ,テーマを「非行少年の再犯防止について」(仮題)として平成26年12月10日(木)午後1時30分に開催することとされた。

(11) 閉会宣言

配 布 資 料

資料 1 統計グラフ「旭川地裁管内民事事件申立状況」

資料 2 統計グラフ「旭川地裁管内刑事事件状況」

資料 3 統計グラフ「旭川家裁管内事件状況」

資料 4 最高裁リーフレット「成年後見制度を利用される方のために」

資料 5 「成年後見に関する講師派遣（平成 24，25 年度）」

資料 6 裁判所ウェブサイト記事（後見開始に関する部分抜粋）

資料 7 旭川市の高齢化施策に関する資料 委員提供

資料 8 旭川弁護士会の活動報告（レジュメ） 委員提供

（配布資料添付省略）